

平成26年第8回弘前市教育委員会会議録

日時 平成26年5月29日（木）

場所 中央公民館岩木館2階大研修室

◇議事日程

- 1 開会宣告
- 2 定足数確認
- 3 会議録署名者の指名
- 4 会期決定
- 5 議案の審議
議案第19号 教育財産の取得申出について
議案第20号 教育財産の取得申出について
- 6 閉会宣告

◇付議事件

議事日程に同じ

◇出席委員

- 1番 九戸 眞樹 委員、2番 前田 幸子 委員、3番 佐々木 健 委員、
4番 土居 真理 委員、5番 一戸 由佳 委員

◇説明のため出席した者の職氏名

教育部長 柴田 幸博、理事兼弘前図書館長兼郷土文学館長 宮川 慎一郎、教育政策課長 櫻庭 淳、学校教育推進監兼学校教育改革室長 工藤 雅哉、学校企画課長 北嶋 郁也、学務健康課長 鳴海 誠、学校指導課長 佐藤 忠浩、生涯学習課長 土谷 伸夫、文化財課長 三上 敏彦、博物館長 長谷川 成一

◇出席事務局職員

教育政策課長補佐 高谷 由美子、教育政策課総務係長 前田 修、教育政策課総務係主事 千葉 秀克

午前9時38分 開会

- 委員長（九戸眞樹委員） これより、平成26年第8回弘前市教育委員会会議を開会いたします。ただ今の出席者数は5名で定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。会議録署名者に4番土居真理委員と5番一戸由佳委員を指名いたします。

会期は本日1日といたしたいと思いますがいかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長(九戸眞樹委員) ご異議ないものと認め、会期は本日1日といたします。
本日の案件は、議案が2件となっております。

・議案第19号について

○委員長(九戸眞樹委員) それでは議案第19号教育財産の取得申出について事務局から説明をお願いします。

○学務健康課長(鳴海誠) 議案第19号教育財産の取得申出についてご説明いたします。
本議案は、教育財産の取得について次のとおり市長に申し出するものであります。
提案理由は、東部学校給食センターの調理機器を経年劣化に伴い更新しようとするものであります。

教育財産取得表についてご説明いたします。

施設名は、弘前市東部学校給食センターであります。取得する教育財産の種類は、物品であります。教育財産として取得する理由は、経年劣化に伴い調理機器を更新するものであります。取得する財産の表示は、①連続洗米機1台②炊飯釜・蓋洗浄機1台③スチームコンベクションオーブン4台④真空冷却機2台⑤食器洗浄機2台⑥食缶洗浄機2台であります。取得金額は予定額として1億1946万円であります。

配布させていただきました平成26年度東部学校給食センター整備事業についての資料をご覧ください。

この資料は、厨房機器の配置図に取得する財産の写真を張り付けたものになります。

各器機の用途の概要を説明させていただきます。

①の連続洗米機は、上部にセットされた米庫から落ちてきた米を洗うものであります。

②の炊飯釜・蓋洗浄機は、米を炊いた後の窯や蓋を洗浄するものであります。

③のスチームコンベクションオーブンは、水蒸気と熱風による多機能の加熱調理機であります。魚の切り身や真空パック商品は冷凍で入荷するため、このオーブンで温めており、学校給食衛生管理基準に基づいた処理を行い提供しております。

④は真空冷却機であります。給食は食中毒防止の為、生野菜を提供することができません。一度熱を通した後、作業の効率化を図るために一気に冷却する必要がございます。そのために使用いたします。

⑤の食器洗浄機は、学校から戻ってきた食器を洗浄する機器でございます。

⑥の食缶洗浄機は、学校から戻ってきた食缶の洗浄のほか、給食センターでは調理した焼き魚や主菜を、一旦箱型のバットに仮置きいたします。その時に仮置きしたバットも洗浄いたします。

東部学校給食センターは、平成11年3月に整備した施設でございます。同年4月30日から給食提供を開始させていただいております。今回更新しようとするものは、

すべて施設を整備した時に設置したものであり、既に15年経過しているものであります。以上です。

○委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。

○2番（前田幸子委員） 更新機器の中で、一番高額なものはどれなのか教えていただきたい。

それから、今までの機器は15年使用し、これから買う機器の耐用年数は5年位が限度と聞いているが、耐用年数以上は使えるのかも教えていただきたい。

○学務健康課長（鳴海誠） 1番高額なものは、食器洗浄機となっており、およそ5000万円程度になります。他の機器もご説明いたします。①番の連続洗米機と②番の炊飯釜・蓋洗浄機で1155万7000円、スチームコンベクションオーブンが1214万円、真空冷却機が1005万8000円、食缶洗浄機が3000万円となっております。

耐用年数については、設置してから15年経過した現在ですと、部品がありません。そのため壊れますと修理不可能な状況になります。このことから5年程度が目安なのかと考えております。

○4番（土居真理委員） 更新する機器の処理能力は同程度のものですか。

○学務健康課長（鳴海誠） 同程度のものを予定しております。

○4番（土居真理委員） 個人的に私の会社でもお米を使うため、洗米機を使用しています。5年程度が耐用年数ということですが、とても短いと感じます。それはメーカーからの回答ですか。

○学務健康課長（鳴海誠） はい。メーカーからの助言もございまして、機器ですので目安として我々も考えております。状況をみながら、5年経過後は更新時期が迫ってきている目安として考えております。必ず5年経過後は定期的に更新という考え方はございません。

○5番（一戸由佳委員） これらの機器が故障した際には、給食が止まるのですか。

○学務健康課長（鳴海誠） 教育委員会で所管している給食施設には、もうひとつ西部学校給食センターがございます。東部学校給食センターで不具合等が生じた場合には、西部学校給食センターでカバーすることを考えながら運用しております。

万が一、東部学校給食センターと西部学校給食センターの両施設で一度に壊れた際の危機管理については、現在検討させていただいております。

例を申し上げますと、今年度から米飯食を1回多くしているため、炊飯釜にかかる負荷が大きくなっております。主食のごはんを提供できない場合に対するさまざま問い合わせをしており、検討させていただいているところです。場合によっては、青森県の給食保健会でストックしている5,000食の冷凍おにぎりを考えておりますが、西部学校給食センターは8,000食必要になりますので対応できません。現在どのような対応がいいのか検討させていただいております。

○4番（土居真理委員） 古くなった機械を撤去する際の処分費はどうなりますか。

○学務健康課長（鳴海誠） 処分の関係については、委託購入する中に含め対応したいと考えております。

- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第19号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第19号は原案どおり可決されました。

・議案第20号について

- 委員長（九戸眞樹委員） それでは議案第20号教育財産の取得申出について事務局から説明をお願いします。
- 学務健康課長（鳴海誠） 議案第20号教育財産の取得申出についてご説明いたします。
本議案は、教育財産の取得について次のとおり市長に申し出するものであります。
提案理由は、相馬小学校児童等の登下校等に使用しているスクールバスを経年劣化に伴い更新しようとするものであります。
教育財産取得表についてご説明いたします。
施設名は、相馬小学校であります。取得する教育財産の種類は、物品であります。教育財産として取得する理由は、相馬小学校児童等の送迎用として更新するものであります。取得する財産の表示は、自家用乗合1台であります。取得金額は予定額として1998万円であります。

相馬小学校スクールバスの経緯についてご説明いたします。昭和52年相馬村立五所小学校と同村相馬小学校の2校が統合し、新たに相馬小学校として創立しております。相馬村学校統合計画のひとつに、相馬地区内で遠距離通学になる沢田地区、藍内地区の児童をスクールバスで通学させることが企画されました。当時2台のスクールバスが納められ運行されるという流れになり、合併後も続けられております。

更新するバスは、昭和61年1月に購入したもので70人乗りの大型車であります。既に28年が経過しており、走行距離が23万6000k m以上でございます。非常に老朽化が進み、通学はもとより校外活動に利用する際も度々故障しておりますので、児童を安全に送迎するために更新しようとするものであります。以上です。

- 委員長（九戸眞樹委員） ただいまの説明に対しご質疑等ありませんか。
- 2番（前田幸子委員） スクールバスを利用する児童は何人なのか。
- 学務健康課長（鳴海誠） 藍内地区方面からの利用者が27名、沢田地区方面からは18名、合わせて45人となっております。相馬小学校は各学年が1学級でございまして、最も児童数の多い学級で33人となっております。
- 2番（前田幸子委員） これから人数が増えるという事はないでしょうか。
- 学務健康課長（鳴海誠） 相馬小学校も減っていくと推定しております。
- 委員長（九戸眞樹委員） 他にご質疑等はありませんか。
（「なし」の声あり）
- 委員長（九戸眞樹委員） それでは、議案第20号を可決することにご異議ありませんか。
（「異議なし」の声あり）

○委員長（九戸眞樹委員） ご異議ないものと認めます。よって議案第20号は原案どおり可決されました。

以上で本日の会議に付議された案件の審議はすべて終了いたしました。これをもって平成26年第8回弘前市教育委員会会議を閉会いたします。

午前9時53分閉会

会議録作成者

弘前市教育委員会

教育政策課総務係主事 千葉 秀克

弘前市教育委員会

委員長 九 戸 眞 樹

署名者 土 居 眞 理

署名者 一 戸 由 佳